

⑪ 月間運動のお知らせ

夏の交通事故防止県民運動を実施します

問 危機管理課(内線 134)

夏は、暑さや行楽などによる疲労や季節特有の解放感により、飲酒運転や無謀運転などを原因とする交通事故が発生しやすい時期です。

市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組み、交通事故を防止しましょう。

運動期間 7月15日(火)～24日(木)の10日間

スローガン わすれない ルールと注意と ヘルメット

運動の重点 (1)歩行者(特に子供と高齢者)の保護

(2)妨害運転や飲酒運転などの悪質・危険な運転の根絶 (3)自転車の安全利用の推進

7月18日～8月16日は夏の犯罪抑止活動期間です

問 危機管理課(内線 134)

夏は、お盆での帰省や祭事などで家を空けることが多く、夜間の戸締りや鍵かけもおろそかになりがちです。また、気分も開放的になり、気の緩みから犯罪被害に遭うおそれが高まります。犯罪被害防止について家族などで話し合い、防犯意識を高めましょう。

運動期間 7月18日(金)～8月16日(土)

取り組み重点 (1)子供と女性の犯罪被害防止 (2)住宅侵入窃盗の被害防止

(3)自動車盗の被害防止 (4)自転車盗の被害防止 (5)ニセ電話詐欺などの被害防止

「アルバイトの労働条件を確かめよう」キャンペーン

問 茨城労働局雇用環境・均等室 Tel029-277-8201

茨城労働局では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から、「労働契約の際の労働条件の明示」など、学生アルバイトの労働条件を確保する上で重要な事項についての周知・啓発などのキャンペーンを実施しています。

【アルバイトを雇うときの5つのポイント】

(1)アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です。

(2)学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設定しましょう。

(3)学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります。

(4)商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

(5)アルバイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額などを定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

ひとりで抱え込まずに相談しましょう。

「こころの相談室」健康医療政策課

Tel 0296-77-9145(予約制)

